

尼崎市介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表（令和元年10月版）

- ① 平成29年4月1日以降、要支援者は認定有効期間が終了するまで従来の予防給付を選択できますが、その場合に限り介護予防訪問介護61、介護予防通所介護65を使用します。
- ② 要介護認定の更新又は区分変更により平成29年4月1日以降、新たに要支援認定された場合、専門型訪問サービスA1・A2、標準型訪問サービスA2、介護予防型通所サービスA6を使用します。
- ③ 移行期間（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）は予防給付と総合事業が混在するため、サービスコードの使い分けが必要です。
- ④ 総合事業は、市町村ごとに定められたサービスコード及び基準等となります。
- ⑤ 尼崎市内の事業者が他市町村の被保険者（住所地特例対象者を除く）にサービス提供を行う場合は、当該市町村で定められたサービスコード及び基準等を使用します。
- ⑥ 尼崎市外の事業者が尼崎市の被保険者（住所者特例対象者を除く）にサービスを提供を行う場合は、尼崎市で定められたサービスコード及び基準等を使用します。

訪問型サービス

A1 専門型訪問サービス(みなし)

平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた事業者が引き続き総合事業の専門型訪問サービスを実施する場合は、平成30年3月31日までの期間に限り、総合事業の専門型訪問サービスを実施する「指定事業者」とみなします。

A1のサービスコードは、当該みなし事業者が使用します。

A2 専門型訪問サービス(独自)

標準型訪問サービス(独自)

みなし指定以外の事業所で平成29年4月1日以降に専門型訪問サービス又は標準型訪問サービスの指定を受けた事業所は、A2のサービスコードを使用します。

通所型サービス

A6 介護予防型通所サービス(独自)

総合事業の通所型サービスは、尼崎市の独自基準で定めたA6のみです。

みなしA5は使用しないため、みなしの指定事業者及び新規の指定事業者にかかわらず通所型サービスは全てA6のサービスコードを使用します。

ただし、住所地特例対象者は当該市町村のサービスコードを使用します。

介護予防ケアマネジメント

AF 介護予防ケアマネジメント

要支援者及び事業対象者が総合事業サービスのみを利用する場合、介護予防ケアマネジメントサービスAFを使用します。

●専門型訪問サービス(独自)サービスコード表① 令和元年10月1日～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービス専門型Ⅰ	専門型 訪問サービス 費(独自)Ⅰ	事業対象者・要支 援1・2(週1回程 度)1172単位		1月 につき
A2	1114	訪問型独自サービス専門型Ⅰ・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	
A2	1211	訪問型独自サービス専門型Ⅱ	専門型 訪問サービス 費(独自)Ⅱ	事業対象者・要支 援1・2(週2回程 度)2342単位		
A2	1214	訪問型独自サービス専門型Ⅱ・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	
A2	1321	訪問型独自サービス専門型Ⅲ	専門型 訪問サービス 費(独自)Ⅲ	要支援2(週2回 超)3715単位		
A2	1324	訪問型独自サービス専門型Ⅲ・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算		200 単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	(1)生活機能向上連携加算Ⅰ		100 単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	(2)生活機能向上連携加算Ⅱ		200 単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の137/1000 加算
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の100/1000 加算
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 55/1000 加算
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算Ⅳ	(3)で算定した単位数の 90% 加算
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算Ⅴ	(3)で算定した単位数の 80% 加算
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の63/1000 加算
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(1)介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の42/1000 加算

●契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	専門型 訪問サービス 費(独自)Ⅰ	事業対象者・要支 援1・2(週1回程 度)		39	1日 につき
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	35	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	専門型 訪問サービス 費(独自)Ⅱ	事業対象者・要支 援1・2(週2回程 度)		77	
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	専門型 訪問サービス 費(独自)Ⅲ	要支援2 (週2回超)		122	
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110	

●共生型サービスを利用する場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	6361	訪問型独自共生型サービス居宅介護1	共生型訪問型独自 サービスを利用する 場合	指定居宅介護事業所(基礎研修課程修了者等)が行う場合	所定単位数の30%減算	1月 につき
A2	6362	訪問型独自共生型サービス居宅介護2		指定居宅介護事業所(重度訪問介護研修修了者)が行う場合	所定単位数の7%減算	
A2	6363	訪問型独自共生型サービス重度訪問介護		指定重度訪問介護事業所が行う場合	所定単位数の7%減算	

※ 尼崎市における共生型サービス施行は平成30年10月1日からとなります。

※ 共生型サービスを利用する場合、サービスコード表マスタには共生型のコードがございませんので国保連合会に請求せず、尼崎市にご提出いただきますようお願いいたします。
(国保連合会にご請求いただきましても受理されません。)

●標準型訪問サービス(独自)サービスコード表② 令和元年10月1日～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	1121	訪問型独自サービス標準型Ⅰ/2	標準型 訪問サービス 費(独自)Ⅰ	事業対象者・要支 援1・2(週1回程 度) 938単位		1月 につき	
A2	1124	訪問型独自サービス標準型Ⅰ/2・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		938
A2	1221	訪問型独自サービス標準型Ⅱ/2	標準型 訪問サービス 費(独自)Ⅱ	事業対象者・要支 援1・2(週2回程 度) 1,874単位		1,874	
A2	1224	訪問型独自サービス標準型Ⅱ/2・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1,874
A2	1331	訪問型独自サービス標準型Ⅲ/2	標準型 訪問サービス 費(独自)Ⅲ	要支援2 (週2回超) 2,972単位		2,972	
A2	1334	訪問型独自サービス標準型Ⅲ/2・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2,972
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	初回加算		160単位加算(専門型訪問サービス単位×0.8)		160
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の137/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算Ⅳ	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算Ⅴ	(3)で算定した単位数の 80% 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(1)介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の42/1000 加算	

●契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

A2	2121	訪問型独自サービス標準型Ⅰ日割/2	標準型 訪問サービス 費(独自)Ⅰ	事業対象者・要支 援1・2(週1回程 度)		31	1日 につき
A2	2124	訪問型独自サービス標準型Ⅰ日割/2・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	28	
A2	2221	訪問型独自サービス標準型Ⅱ日割/2	標準型 訪問サービス 費(独自)Ⅱ	事業対象者・要支 援1・2(週2回程 度)		62	
A2	2224	訪問型独自サービス標準型Ⅱ日割/2・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	56	
A2	2331	訪問型独自サービス標準型Ⅲ日割/2	標準型 訪問サービス 費(独自)Ⅲ	要支援2 (週2回超)		98	
A2	2334	訪問型独自サービス標準型Ⅲ日割/2・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	88	

●共生型サービスを利用する場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	6361	訪問型独自共生型サービス居宅介護1	共生型訪問型独自 サービスを利用する 場合	指定居宅介護事業所(基礎研修課程修了者等)が行う場合	所定単位数の30%減算	1月 につき
A2	6362	訪問型独自共生型サービス居宅介護2		指定居宅介護事業所(重度訪問介護研修修了者)が行う場合	所定単位数の7%減算	
A2	6363	訪問型独自共生型サービス重度訪問介護		指定重度訪問介護事業所が行う場合	所定単位数の7%減算	

※ 尼崎市における共生型サービス施行は平成30年10月1日からとなります。

※ 共生型サービスを利用する場合、サービスコード表マスタには共生型のコードがございませんので国保連合会に請求せず、尼崎市にご提出いただきますようお願いいたします。
(国保連合会にご請求いただきましても受理されません。)

標準型訪問サービス(独自)サービスコード表②-1 訪問介護員派遣(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目(平成29年度訪問介護員派遣 経過措置期間)			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A2	1131	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅰ/3	標準型 訪問サービス 費(独自)Ⅰ	要支援1・2 (週1回程度) 1,168単位		1,168	1月 につき
A2	1134	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅰ/3・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,051	
A2	1231	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅱ/3	標準型 訪問サービス 費(独自)Ⅱ	要支援1・2 (週2回程度) 2,335単位		2,335	
A2	1234	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅱ/3・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,102	
A2	1341	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅲ/3	標準型 訪問サービス 費(独自)Ⅲ	要支援2 (週2回超) 3,704単位		3,704	
A2	1344	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅲ/3・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,334	
A2	4021	訪問型独自サービス初回加算/3	初回加算	160単位加算(専門型訪問サービス単位×0.8)		160	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算Ⅳ	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算Ⅴ	(3)で算定した単位数の 80% 加算		

契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

A2	2131	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅰ日割/3	標準型 訪問サービス 費(独自)Ⅰ	要支援1・2 (週1回程度)		38	1日 につき
A2	2134	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅰ日割/3・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	34	
A2	2231	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅱ日割/3	標準型 訪問サービス 費(独自)Ⅱ	要支援1・2 (週2回程度)		77	
A2	2234	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅱ日割/3・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69	
A2	2341	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅲ日割/3	標準型 訪問サービス 費(独自)Ⅲ	要支援1・2 (週2回超)		122	
A2	2344	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅲ日割/3・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110	

●標準型訪問サービス(独自)サービスコード表②-2 訪問介護員派遣(平成30年4月1日～令和元年9月30日)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目(平成30年度・平成31年度 訪問介護員派遣 経過措置期間)		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	1131	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅰ/3	標準型 訪問サービス 費(独自)Ⅰ	要支援1・2 (週1回程度) 1,051単位		1,051	1月 につき
A2	1134	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅰ/3・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	946	
A2	1231	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅱ/3	標準型 訪問サービス 費(独自)Ⅱ	要支援1・2 (週2回程度) 2,101単位		2,101	
A2	1234	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅱ/3・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,891	
A2	1341	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅲ/3	標準型 訪問サービス 費(独自)Ⅲ	要支援2 (週2回超) 3,333単位		3,333	
A2	1344	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅲ/3・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,000	
A2	4021	訪問型独自サービス初回加算/3	初回加算		160単位加算(専門型訪問サービス単位×0.8)		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の137/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算Ⅳ	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算Ⅴ	(3)で算定した単位数の 80% 加算	

●契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

A2	2131	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅰ日割/3	標準型 訪問サービス 費(独自)Ⅰ	要支援1・2 (週1回程度)		35	1日 につき
A2	2134	訪問型独自サービス標準型訪問介護員派遣)Ⅰ日割/3・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	32	
A2	2231	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅱ日割/3	標準型 訪問サービス 費(独自)Ⅱ	要支援1・2 (週2回程度)		69	
A2	2234	訪問型独自サービス標準型訪問介護員派遣)Ⅱ日割/3・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	62	
A2	2341	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅲ日割/3	標準型 訪問サービス 費(独自)Ⅲ	要支援2 (週2回超)		110	
A2	2344	訪問型独自サービス標準型訪問介護員派遣)Ⅲ日割/3・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	99	

●共生型サービスを利用する場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	6361	訪問型独自共生型サービス居宅介護1	共生型訪問型独自 サービスを利用する 場合	指定居宅介護事業所(基礎研修課程修了者等)が行う場合	所定単位数の30%減算	1月 につき
A2	6362	訪問型独自共生型サービス居宅介護2		指定居宅介護事業所(重度訪問介護研修修了者)が行う場合	所定単位数の7%減算	
A2	6363	訪問型独自共生型サービス重度訪問介護		指定重度訪問介護事業所が行う場合	所定単位数の7%減算	

※ 尼崎市における共生型サービス施行は平成30年10月1日からとなります。

※ 共生型サービスを利用する場合、サービスコード表マスタには共生型のコードがございませんので国保連合会に請求せず、尼崎市にご提出いただきますようお願いいたします。
(国保連合会にご請求いただきましても受理されません。)

●標準型訪問サービス(独自)サービスコード表②-2 訪問介護員派遣(令和元年10月1日～令和2年3月末)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目(平成30年度・平成31(令和元)年度訪問介護員派遣 経過措置期間)		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	1131	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅰ/3	標準型 訪問サービス 費(独自)Ⅰ	要支援1・2 (週1回程度) 1,054単位		1月 につき
A2	1134	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅰ/3・同一		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,054 949	
A2	1231	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅱ/3	標準型 訪問サービス 費(独自)Ⅱ	要支援1・2 (週2回程度) 2,108単位		
A2	1234	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅱ/3・同一		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,108 1,897	
A2	1341	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅲ/3	標準型 訪問サービス 費(独自)Ⅲ	要支援2 (週2回超) 3,344単位		
A2	1344	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅲ/3・同一		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,344 3,009	
A2	4021	訪問型独自サービス初回加算/3	初回加算		160単位加算(専門型訪問サービス単位×0.8)	160
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の137/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算Ⅲ 所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算Ⅳ (3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算Ⅴ (3)で算定した単位数の 80% 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(1)介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の42/1000 加算	

●契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

A2	2131	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅰ日割/3	標準型 訪問サービス 費(独自)Ⅰ	要支援1・2 (週1回程度)		35	1日 につき
A2	2134	訪問型独自サービス標準型訪問介護員派遣)Ⅰ日割/3・同一		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		32	
A2	2231	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅱ日割/3	標準型 訪問サービス 費(独自)Ⅱ	要支援1・2 (週2回程度)		69	
A2	2234	訪問型独自サービス標準型訪問介護員派遣)Ⅱ日割/3・同一		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		62	
A2	2341	訪問型独自サービス標準型(訪問介護員派遣)Ⅲ日割/3	標準型 訪問サービス 費(独自)Ⅲ	要支援2 (週2回超)		110	
A2	2344	訪問型独自サービス標準型訪問介護員派遣)Ⅲ日割/3・同一		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		99	

●共生型サービスを利用する場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	6361	訪問型独自共生型サービス居宅介護1	共生型訪問型独自 サービスを利用する 場合	指定居宅介護事業所(基礎研修課程修了者等)が行う場合	所定単位数の30%減算	1月 につき
A2	6362	訪問型独自共生型サービス居宅介護2		指定居宅介護事業所(重度訪問介護研修修了者)が行う場合	所定単位数の7%減算	
A2	6363	訪問型独自共生型サービス重度訪問介護		指定重度訪問介護事業所が行う場合	所定単位数の7%減算	

※ 尼崎市における共生型サービス施行は平成30年10月1日からとなります。

※ 共生型サービスを利用する場合、サービスコード表マスタには共生型のコードがございませんので国保連合会に請求せず、尼崎市にご提出いただきますようお願いいたします。
(国保連合会にご請求いただきましても受理されません。)